

岩手県事業復興型雇用確保助成金 令和元年度「住宅支援費」助成のご案内

沿岸12市町村（※1）に所在する事業所が求職者の雇入れのために、住宅の借上げ・住宅手当の導入等を行った場合に助成金を支給します。

※1 沿岸12市町村：洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

助成の要件

〈1 対象事業所〉(1)～(3)全てに該当する沿岸12市町村に所在する事業所であること

(1)国または自治体等の補助金・融資による産業政策の支援対象となる事業を実施していること



(2)中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者またはこれに準ずるもの



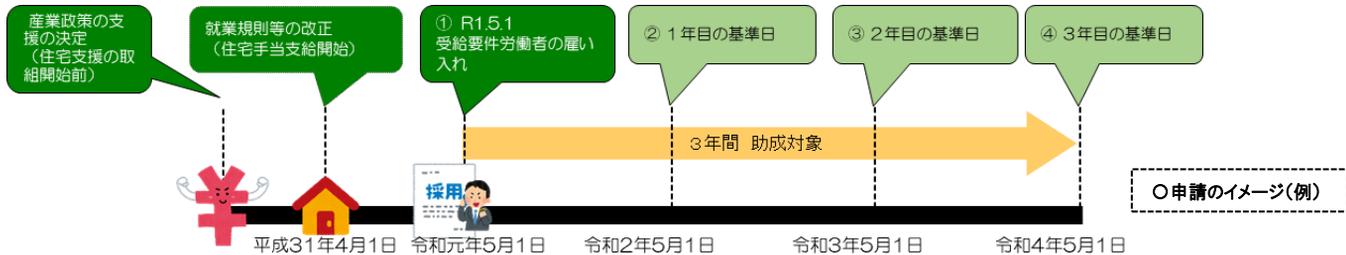
(3)令和元年度に受給要件労働者の雇入れに先立って、就業規則等の規定に基づき住宅支援の導入や拡充を行うこと



〈2 受給要件労働者(※2)〉(1)～(3)全てに該当する労働者であること

※2 受給要件労働者：住宅支援費の助成金を受けるための要件となる者で、平成31年2月1日以降に雇用された労働者。

- (1)助成金の対象事業所に雇用され、住宅支援を受ける求職者（被災三県求職者以外のものも含む）
- ・産業政策の支援決定以後、かつ住宅支援の取組を開始した後に雇用された労働者であること



(2)「期間の定めのない雇用契約」または「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された者

(3)雇用保険の一般被保険者または高齢被保険者

助成金の支給額

住宅支援の導入等に要する経費の3/4に相当する額を支給します。
1事業所当たりの上限額は年間240万円です。(最大で3年間継続助成可能)

- ア 住宅の新規借上げに際して締結した賃借契約に基づき支払う賃借料
- イ 住宅の追加借上げに際して変更した賃借契約に基づき支払う賃借料と変更前の賃借料との差額
- ウ 住宅手当の導入に伴い、改正した就業規則等に基づき支給した手当の額
- エ 住宅手当の拡充に伴い、改正した後の就業規則等に基づき支給した手当の額と、変更前の手当との差額

受付期間

令和元年9月2日（月）から令和2年1月31日（金）まで
〈申請対象〉平成31年2月1日以降の雇入れ
※平成31年2月1日以降から平成31年3月31日までの雇入れの場合、住宅支援の取組の実施が平成30年度のうちに決定されていること。

お問合せ・申請書の送付先

岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター
・〒020-0021
岩手県盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階
・受付時間：平日9：30～正午 / 13：00～16：30
・TEL：019-601-5263 FAX：0120-079-200

郵送：受付期間最終日の消印有効
持参：受付期間最終日の16:30必着

